

2023年6月20日
NGO 非戦ネット運営委員会

政府安全保障能力強化支援（OSA）に関する外務省への質問

4月5日、外務省は「政府安全保障能力強化支援（OSA）」の導入を発表しました。同日に国家安全保障会議で決定された「政府安全保障能力強化支援の実施方針」の内容も公表されました。

2023年度予算案では OSA 予算として 20 億円が計上され、対象国の候補としてフィリピン、マレーシア、バングラデシュ、フィジーの 4 か国があげられています。

これらを踏まえ、「政府安全保障能力強化支援の実施方針」について以下質問いたします。6月26日意見交換会でのご回答をお願いいたします。

「政府安全保障能力強化支援の実施方針」について

○「1. 目的」に関して

（質問1）「我が国の平和国家としての基本理念を維持しつつ」とありますが。この「基本理念」とはどのようなものでしょうか。平和国家として、これまで日本は国際協力の分野で非軍事という理念を掲げてきたと私たちは認識していますが、外務省はどのように認識しているのでしょうか。

（質問2）「我が国にとって望ましい安全保障環境の創出」とは、具体的にどのようなことでしょうか。今年度の4か国への防衛装備品供与が、どのような形で「我が国にとって望ましい安全保障環境の創出」になるのでしょうか。

○「2. 支援方針」に関して

「(1) 支援対象」

（質問3）「原則として開発途上国を対象」と記載されていますが、先般防衛装備品を供与したウクライナは対象になるのでしょうか。

「(2) 支援分野」

（質問4）「国際紛争との直接の関連が想定しがたく、OSA の目的の達成にとって意義のある分野に限定して協力を実施する」とされています。具体例としては外務省ホームページ掲載の「政府安全保障能力強化支援の概要」の中で「無線システム（アンテナタワー、レーダ

一)「衛星通信システム (アンテナ)」が示されています。しかし、対象候補国のフィリピンは中国との間で南シナ海での領有権争いを抱え、中国船とフィリピン船との「接近行為」「妨害行為」なども報道されています。このような係争を抱えるフィリピンに対して、監視能力を高めるためのレーダーや衛星通信システムを支援することは、国際紛争との直接の関連が想定しがたい分野と言えるのでしょうか。

(質問5)「領海や領空等の警戒監視、テロ対策、海賊対策等」「災害対処、捜索救難・救命、医療、援助物資の輸送能力向上等」は、概ね2015年以降はODAで実施している内容です。こうした分野でOSAが必要なのでしょうか。必要だとするなら、これまでODAで実施してきた同じ分野の案件と、何が違うのでしょうか。

○「3. 実施上の原則」に関して

「(1) 防衛装備移転三原則及び同運用指針の枠内での実施」

(質問6) 支援は「防衛装備移転三原則」及び同運用指針の枠内で協力を行う」とされていますが、「三原則」「運用指針」が改定され、銃、弾薬、ミサイル、戦車等の殺傷性のある武器の移転が可能になったとしても三原則に従うのでしょうか。「平和国家としての基本理念を堅持しつつ」と記載されていますが、殺傷性のある武器の供与はこの理念に明確に反するのではないのでしょうか。

「(2) 支援対象国の経済社会状況等の検討」

(質問7)「相手国における民主化の定着、法の支配、基本的人権の尊重の状況や経済社会状況を踏まえた上で」とありますが、これは「民主化の定着、法の支配、基本的人権の尊重」が十分になされていない国にはOSAを実施しないという理解でよいのでしょうか。であるなら、今年度の対象国候補であるフィリピンは、超法規的殺害などの人権弾圧が国際連合憲章のもと設置された機関である国連人権理事会等で問題にされる状況であり、対象国から除外すべきではないのでしょうか。

「(3) 適正性・透明性の確保」

(質問8)「ア 情報公開の実施」について、「適切な情報公開」とは具体的にどのような形で情報公開がなされるのでしょうか。

(質問9)「イ 評価・モニタリングの実施とその結果についての情報開示」について、評価・モニタリングは誰がどのように実施し、結果の情報開示はどこでなされるのでしょうか。ODAに関しては「開発協力適正会議」が案件の実施前のチェックと事後モニタリングの機能を一部担っていたり、事後段階に第三者評価も含めた評価実施システムがあり報告書が

開示されていますが、OSA に関して、このような仕組みはあるのでしょうか。

(質問 1 0) 「ウ 供与後の目的外使用や第三者移転に係る適正管理」について、支援対象国に「適正管理の確保を義務付ける」とありますが、具体的にどのように義務付けて、それを担保するのでしょうか。ミャンマーでは ODA で供与した船舶が軍事利用（目的外使用）されていましたが、外務省はこれを確認するために半年以上を要しました。「適正管理」のための現地でのモニタリングは行われるのでしょうか。こういった頻度でどのように行われるのでしょうか。また、適正管理が確保できなかった場合、相手国に対して ODA 含む支援の停止など何らかの「適正管理の義務付け」を担保するための措置が取られるのでしょうか。

(質問 1 1) 昨今の世界情勢において、スーダンで今年 4 月に発生した紛争など、国軍が紛争当事者となり、民間施設への攻撃や民間人の殺害を行っている事例がみられます。ひとたび交戦状態に陥れば、外交約束の上では軍事用途に使用できない防衛装備品であっても戦闘のために用いられることは容易に想像できます。

また、エチオピアで 2020 年に起きた紛争（ティグレ紛争）では、その直前の 2018 年まで政権を担っていた政党が反対勢力として国軍との戦闘を繰り広げました。途上国では、いわゆる軍事政権ではない場合でも、政権与党と国軍とが緊密な関係を有することは珍しくなく、政権交代によって、それまで国軍に供与された防衛装備品が非政府の軍事アクターに流れる可能性もあります。

いずれの場合も、供与した防衛装備品が国内紛争や民間人への攻撃に使われる可能性は排除できないと考えますが、そうしたリスクについて、どう認識しているのでしょうか。

(質問 1 2) 透明性確保の観点から、市民社会との対話は非常に重要だと考えます。外務省と市民との対話の場のひとつとして NGO・外務省定期協議会が行われており、その「ODA 政策協議会」（2022 年度第 3 回）に向けて本件（安全保障能力強化支援）について NGO 側から議題提案がありました。しかし外務省総合外交政策局より「ODA とは別枠であるので協議会の議題にならない」との見解が示されました。

「実施方針」末尾の「4. 実施体制」において「OSA の実施に際しては、政府及び政府関係機関が有する資源を最大限に活用すべく、政府が有するその他の国際協力枠組みとの連携を図る」と記載されている通り、OSA の実施には ODA との連携や調整が必須であるとともに、相互に影響を与えることは明らかです。従って、必要に応じて ODA 政策協議会の場で OSA について議論することには妥当性があると考えますが、見解をお聞かせください。

以上